

相続登記 必要書類のご案内

収集できた書類から にチェックをお入れください

書類が揃いましたらご連絡ください。当事務所でも代理取得できる書類があります（代理取得をご希望の場合はご相談ください）。なお、遺言書がある場合や相続放棄された方がいる場合は、必要書類が異なりますので別途ご案内します。

■ お客様でご用意いただくもの 【お客様】

相続人全員の印鑑証明書

遺産分割協議書に添付します。有効期限の定めはありませんが、最近取得のものが望ましいです。

固定資産税の納税通知書 または 固定資産公課証明書（全物件記載のもの）・名寄帳

固定資産公課証明書・名寄帳は市役所課税課で取得できます（委任状で取得も可能）。最新年度分が必要です。

■ 当事務所でも代理取得できるもの 【代理取得可】

被相続人の住民票除票 または 戸籍附票

登記簿上の住所から死亡時まで記載されているもの（本籍・筆頭者等の記載があるもの）。

★ 広域交付請求では取得できません。住所地の市区町村役場でお取りください。

被相続人の戸籍・原戸籍・除籍謄本（出生から死亡まで連続したもの）

出生から死亡まで連続して繋がっている戸籍一式が必要です。

★ 広域交付請求を利用すると、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）があれば最寄りの市区町村役場でまとめて取得できます（令和6年3月～）。

★ 不動産名義が複数の方にまたがる場合（例：父・母いずれも名義人で両名とも死亡）は、名義人全員の出生から死亡までの戸籍が必要です。父と母の戸籍が重複している部分は1通のみで済みます。

相続人全員の戸籍謄本（現在のもの）

現在の戸籍謄本のみで済みます。広域交付で最寄りの役場にて取得可能です。

不動産を取得される方の住民票 または 戸籍附票

住民票の場合はマイナンバーの記載のないものをご用意ください。本籍・世帯主・続柄等の記載の有無は問いません。

△ ご注意・お願い

- ▶ 書類が揃い次第、遺産分割協議書（実印押印）を作成します。相続人間で財産の取得方法を事前にご協議ください。
- ▶ 遺言書がある場合・相続放棄をされた方がいる場合は必要書類が異なります。別途ご案内します。
- ▶ ご不明な点はお気軽にご連絡ください。

松村司法書士事務所

〒747-0843 山口県防府市東仁井令町1番61号

ご不明な点はお気軽にご相談ください

TEL：0835-28-3015